

在外選挙人名簿登録移転申請書				
フリガナ	キサラヅ	タロウ	生 年 月 日	性別
氏 名	姓 木更津	名 太郎	和暦でも可 2002 年 6 月 1 日	☒ 男 ☐ 女
署 名 (必ず自署)	木更津 太郎			
本 籍	千葉 ☐ 都 ☐ 道 ☐ 府 ☒ 県		木更津 ☐ 都 ☒ 市	☐ 町 ☐ 区 ☐ 村
	富士見一丁目2番			
旅券番号 (任 意)	KS1234567		※可能な限り記入してください。	
転出先住所 〔必ず記入〕		住所以外の送付先 (在留届に記載予定の緊急連絡先) 〔希望により記入〕 この欄は、在留届に記載予定の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。		
(カタカナ表記) イタリア 国 (※) ☐ 州 ☐ 県 ☐ 市 ☐ 省 ☐ 郡 (外国語表記) Italy 転出先住所が明確でない場合は 国名のみ記入し、旅券法第16条の～ にチェックを入れてください。 ☒ 旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に 記載する住所(注意参照) ※ カタカナ表記の「国名」は必ず記載すること。		(カタカナ表記) (外国語表記)		
住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票 の転出届）をした年月日		2024 年 3 月 1 日		
住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票 の転出届）に転出の予定年月日として記載さ れた日		2024 年 3 月 10 日		
住民票に記載されていた最終住所		千葉 ☐ 都 ☐ 道 ☐ 府 ☒ 県 木更津 ☐ 都 ☐ 市 ☒ 市 ☐ 町 ☐ 区 ☐ 村 朝日3丁目10番19号		
公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿への登録の移転を申請 します。 2024 年 3 月 1 日 千葉 ☐都☐道 ☐府☒県 木更津 ☒市☐区 ☐町☐村 選挙管理委員会委員長 あて				

連絡先	電話番号 (※) 39-123456789	F A X 番号 (※) 39-123456780	メールアドレス t-kisarazu@senkyo.kisarazu.jp
-----	--------------------------	------------------------------	--

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号-地域番号-電話番号（F A X 番号）」の順に記入してください。

注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 「旅券番号」欄の記載は任意ですが、できる限り記載するようにしてください。
- 4 「転出先住所」欄及び「住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」には、カタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。「外国語表記」には、英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
- 5 「転出先住所」欄の「カタカナ表記」には、国名は必ず記載してください。国名以外の住所について、国外への転出後に提出する旅券法第16条に規定する在留届に記載された住所をもって「転出先住所」とする場合は、「旅券法第16条の規定に基づき届け出る在留届に記載する住所の□に✓をつけてください。
- 6 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。
- 7 「住所以外の送付先」欄においては、在留届に記載する予定の「在留地の緊急連絡先」が定まっていないが、住所以外の送付先への送付を希望する場合には、その旨を記載してください。
- 8 申請後、在外選挙人証を受け取るまでの間に投票用紙等の送付先を変更する場合には、申請を行った市町村の選挙管理委員会に届け出る必要があります。

特記事項